

〈研究ノート〉城下町総鎮守社の再建と神官仲間：明和七年四月秋田藩久保田大火をめぐって

塩屋，朋子 / SHIOYA, Tomoko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

73

(開始ページ / Start Page)

24

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2010-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011589>

〈研究ノート〉

城下町総鎮守社の再建と神官仲間

——明和七年四月秋田藩久保田大火をめぐって——

はじめに

秋田藩の城下町久保田の外町（町人町）の惣鎮守社は、久保田近郊の八橋村にある山王八幡社であったが、本稿はこの山王八幡社をめぐる久保田の町人の社会的結合について若干の考察を試みるものである。

都市社会における社会的結合を検討する際、まず指摘しておかなければならないのは、澤登寛聡氏の論考である。氏は、都市日光を素材として、町人の「神役」に基づく「一揆」の結成・結合の秩序および、町人の正当性観念を支える社会的な結合関係のあり方について論じ、「役」が公儀によってのみ設定・賦課されるものではないとの観点から、町方社会の中から自生的に生成する「役」のあり

方を指摘した。⁽¹⁾

その後、身分的周縁論に代表される役の体系に基づく共同組織の概念が提起されるようになるが、渡辺浩一氏はそうした概念規定とは異なる姿勢を強調し、近世都市社会における諸集団を「都市的住民結合」という概念として規定した。氏の言う「住民結合」とは、国家と社会との関係という視点からみたとき、社会の内部から自生的に成立・展開してきたことを含意するものであり、自生的に生成する「役」という、先に掲げた澤登氏⁽²⁾の概念にも通じるものであった。

近年では、近世後期の江戸の社会が必ずしも身分にとらわれることのない人々の結合によって成り立つとした論考⁽³⁾もある。これらはみな、社会の内部から自生的に成立した

塩屋 朋子

結合に注目したものであった。

以上の点をふまえ、本稿では秋田藩の城下町久保田を素材として、町人の社会的結合の一端を明らかにすることを第一義の目的とする。そのうえで、彼らが秋田藩の社会構造において、どのように位置付き、いかなる役割を果たしていたかという点を明和七年（一七七〇）四月の久保田大火を素材に考察していく。なぜならば、大火という非常事態におかれた人々の動向を検討することで、平常時にはあらわれない社会の構造が実態として浮かび上がるのではないかと考えるためである。

本論に入る前に、城下町久保田の概要について簡単にふれておく。

久保田は、関ヶ原の戦いの後、徳川家康によって常陸国五六万石から秋田二〇万石へと転封を命じられた初代秋田藩主佐竹義宣が新しく建設した町である。佐竹義宣の秋田転封にともない、常陸国宍戸五万石に移った安東（秋田）実季は、土崎の湊城を居城としていた。慶長七年（一六〇二）九月に秋田へ入国した佐竹義宣は初め湊城に入ったが、ほどなく土崎湊から約二里ほど内陸に入った久保田に新城を築城し、それと並行して城下町の建設も開始した。久保田は、武家町である内町と町人町である外町、寺町で

構成された。城下町の建設は慶長一二年二月から本格化し、寛永初年頃までにほぼ成立していたと考えられる。城下町の成立にともなう、義宣が湊城下の住民を強制的に移住させ、湊城下の有力商人の多くがこの時期に久保田に移住した。

外町の人口については、享保一五年（一七三〇）には一五、二五七人、天保五年（一八三四）には一三、二二二人であった。また、【表一】に示したとおり、寛文三年（一六六三）の記録によると、外町は四九町の個別町によって構成されており、家数は一七八七軒であった。⁽⁵⁾ 各個別町には町代が、いくつかの個別町が集合して形成された「扱」には庄屋がそれぞれおかれ、外町を管轄していた。さらに、各個別町には特定商品を城下内において独占的に販売する権利が藩から付与されていた。この営業特権は、「家督」と呼ばれ、付与された町を「家督町」、その商品を「家督物」といった。⁽⁶⁾

表1 寛文3年(1663)外町間数・家数

町名	間数	家数(軒)
大町一丁目	41間半	30
大町二丁目	40間	29
大町三丁目	36間	31
菊之町	40間	37
扇之町	33間外ニ15間使者宿	29
梅之町	34間外ニ14間使者宿	26
通町	41間半	52
中通町	21間	27
大工町	38間	54
上肴町	34間半	55
大町四丁目	36間	36
川端一丁目	33間半	(不明)
川端二丁目	(不明)	(不明)
川端三丁目	(不明)	20
川端四丁目	18間半	20
上米町	31間	45
上米町二丁目	39間	48
下米町	31間	43
下米町二丁目	37間	54
上亀ノ町	30間	39
下亀ノ町	38間半	48
田中町	35間半	51
御社務町	6間半	11
柳町	33間半	52
豊嶋町	47間半	65
大町五丁目	66間	64
大町六丁目	40間	64
五丁目横町	17間半	20
下肴町	43間	59
川端五丁目	12間半	10
川端下五丁目	10間	13
船大工町	20間	25
川端四拾間堀	8間	9
鍛冶町上川端	14間半	20
鍛冶町下川端	7間	11
上川口町	30間半	59
下川口町	31間	33
下川口新町	16間	16
八日町	47間	72
鉄砲町	21間半	34
拾人衆町	25間半	34
上四十間堀	17間	22
鍛冶町	67間	106
酒田町	15間	27
新城町	15間	25
城町	42間半	69
馬口旁町	44間半	61
向馬口旁町	14間	16
本舟場町	9間	9
計 49町	1421間	1787

〈出典〉「外町屋敷間数絵図」(秋田県立図書館所蔵)

一 八橋村における寺社の成立

1 山王八幡社の成立

(1) 神社の由緒

八橋村は、外町から半里ほど離れた久保田城の西方に位置する村であった。八橋村の石高の推移は「表2」に示したとおりで、享保期および文化期の記録によれば、家数は一一五戸⁽⁷⁾であった。また、天保期に秋田へ興行に訪れた江戸の落語家・船遊亭扇橋の紀行文「奥のしをり」には、八

橋村について「久保田よりの遊山場所」で、「御城下御家中又ハ町家」から大勢の人が集まり、「料理茶屋其外あめ屋餅屋菓子屋」が数多くある場所であったと記されている⁽⁸⁾。さらに、八橋村には刑場や星場(藩士の鉄砲射撃練習場)など、藩の諸施設が配置されていた。

山王八幡社は外町の総鎮守で、大山昨命、菅田別命を祭神とし、藩より神領四〇石の寄進を受け、南北六〇間、東西九〇間の社地を有する神社であった。明治後期に編まれた「羽陰温故誌」第八冊によると「日吉神社ハ往昔元亨二年、神主土崎宗近ノ同郡新城笹岡村ニ勸請セシ所ナリ、応

表2 八幡村の石高の推移

年	石 高
正保4年(1647)	202石
天和4年(1684)	311石4斗3升9合
宝永2年(1705)	312石2斗3升
享保14年(1729)	320石3斗4升1合
文化期	320石3斗5升

『出典』『秋田市史』第3巻、『秋田風土記』

永二年、同郡新城五十丁村ニ鎮座シ、秋田城介安部氏ノ沙弥安宗社殿ヲ修造⁹⁾とあり、ここから、山王八幡社の由緒についての言説は次のようにいえる。すなわち、この神社は、神主土崎宗近なる人物によつて元享二年（一三二二）に建立され、所在地は新城笹岡村（現・秋田市外旭川）であつた。その後、応永二年（一三九五）には新城五十丁村（現・秋田市上新城）に遷され、沙弥安宗なる人物による修造が成されたのである。

また、先行研究によれば、日枝大社（近江国坂本）が祀る山王権現が、出羽から津軽にかけて主に日本海側の諸地域に伝播し、それらがみな一四世紀前半頃にはすでに存在していたとする見解がある¹⁰⁾。また、日本海海運によつて富

を築いた安東氏がその拠点である各湊町に山王権現を勧請すること、自らの宗教的支援基盤の確立を企図したとの指摘¹¹⁾もある。こうした諸見解に依拠すれば、安東氏は、日本海海運によつて繁栄し、その航路に沿うように各拠点に日吉神社を建立していったということができ

る。それは、自らの宗教的な支援基盤を確実なものにするための行動で、山王八幡社もそうした安東氏の行動によつて建立された神社の一つであつた。

また、土崎湊城下町時代の文禄三年（一五九四）四月の山王祭がすでに町人によつて営まれていたことを示す記録¹²⁾が確認できることから、山王八幡社は、遅くとも豊臣政権期には城下町町人の総鎮守として定着していたといえよう。

その後、入国後の佐竹義宣によつて、慶長九年（一六〇四）八月に神社の修造がなされた¹³⁾。さらに、神社が八幡村に遷座されたのが、寛永初年における新城下町の成立、ならびに町人の移住とほぼ同時期であることから、安東氏の治世を引き継いで、佐竹氏も同様に山王八幡社を庇護していたといえる。

山王八幡社は、以上のような山緒をもつ神社であり、中世から近世にかけて領主の庇護のもと、城下町の人々の総鎮守として存在していたのである。

（2）神社運営の担い手

次に、山王八幡社の運営の担い手である「神官」について検討する。山王八幡社では、四月中の申の日に山王祭、

八月一日に八幡祭という二つの例祭が営まれていた。中でも四月の山王祭については、文化年間の記録に「新統人に当る三ツの札を備へ置て神秘の行事あり、是は総町の中富有のもの三人を撰て札へ書て、一人を神慮にまかせ撰出すなり⁽¹⁵⁾」とあるように、「神慮」によって決定する「統人」によって、神社の神事祭祀の運営の全てが賄われた⁽¹⁵⁾。統人は毎年町中の「富有のもの」の中から「神慮」によって選ばれ、特定の家や個別町に左右されることはなく、任期は山王祭から翌年の山王祭までの約一年間であった。高牧實氏は、この「統人」が、神社の祭祀を経費・神事の両面にわたって中心となって担い、祭祀執行の中心的存在であった当屋（頭屋）と同義であることを指摘している⁽¹⁶⁾。したがって、吉田・白川両家の編成による神職の職分化が進んだ近世中後期において、このような統人による祭祀を行っていた事実は、山王八幡社の一つの大きな特徴であるということができる。

ここで問題とする「神官」と統人の関係についてであるが、その点については「神官といふはジグハンと唱ふ、統人の一たひ勤めたるもの、其人存生のうちは社の事に預るの名なり⁽¹⁷⁾」という記述がある。「ジグハン」の語義については、今後詳しく検討しなければならないが、ここから

「神官」とは一年の勤めを終えた統人を指し、統人経験者は統人の役目を退いた後も、神官として継続して神社の運営の中心的な存在であり続けたことが読み取れよう。

また、統人の任期が一年間ということは、神官は毎年一人ずつ増えていくことになり、その神官一人一人が存生の限りその勤めを負うということは、神官は常時複数名で存在していたと考えられる。この点については【表3】から、元禄一六年（一七〇三）および寛政七年（一七九五）に、それぞれ一九人の神官が存在していたことが確認できる⁽¹⁸⁾。ほかに、神官の手による書面では、自らを「神官中」と称しており、神官が仲間として存在していたことは明白である。ここから、神官は外町の中の約二〇名前後で構成され、山王八幡社の統人経験者という共通の経歴を持った仲間であったということができる。

このように、神官が山王八幡社の統人経験者によって構成された仲間であるという点から、本稿では以下、彼らを「神官仲間」と称することとする。

では、外町全体の家数約一八〇〇軒のうち、わずか二〇人の構成員で成り立つ神官仲間とは、町の中でいかに存在していたのか。それは、神官仲間になる前提である統人の選出方法から見出すことができる。統人は「総町の中富

表 3 神官仲間一覧

元禄16年 (1703)		寛政 7 年 (1795)	
町名	名前	町名	名前
—	塚本□栄	—	牧野道敬
—	能登屋喜右衛門	茶町茶ノ町	吉川宗右衛門
—	青木休左衛門	—	長谷川忠右衛門
—	渡邊佐右衛門	大町三丁目	山野内四良右衛門
—	加々屋可右衛門	五丁目横町	京野新四郎
上川口	進藤助右衛門	—	近間亦吉
上川口	竹内久右衛門	大町一丁目	木村清兵衛
—	伏見屋次兵衛	茶町茶ノ町	柳原治右衛門
—	杵屋喜右衛門	鍛冶町上川端	京野傳吉
—	布屋市左衛門	大町一丁目	木村太兵衛
—	茜屋喜右衛門	大町二丁目	高堂屋勝兵衛
十二人衆町 (ママ)	小中庄左衛門	茶町梅ノ町	二代 仲屋久左衛門
川端四丁目	加々屋平左衛門	大町二丁目	美濃屋吉兵衛
茶町茶ノ町	見上新右衛門	大町一丁目	石川久助
—	□□彦右衛門	五丁目横町	地主治兵衛
—	浦井八兵衛	—	遠藤儀助
道町 (ママ)	武田四郎右衛門	本町四丁目	渋谷市右衛門
大町一丁目	河村専右衛門	茶町梅ノ町	三代 仲屋久左衛門
—	大野次右衛門	—	茜屋太兵衛

〈出典〉「(奉納物人名簿)」、「山王八幡御祭礼之帳 御統人控」(八橋日吉八幡神社所蔵)

有のもの」の中から「神慮」によって選ばれ、神官仲間はその統人経験者で構成される仲間であった。言い換えれば、神官仲間は「総町の中富有のもの」として町方に認識されたうえ、「神慮」によって選ばれた人々であったといえる。したがって、神官仲間は経済力のみならず、宗教的権威も兼ね備えた仲間であり、町方において特権を有する仲間として認識されていた。

このように、山王八幡社は久保田近郊の八橋村において外町の総鎮守社として存在し、その運営は一部の町人によって構成された神官仲間が担っていたのである。

2 寿量院の成立

八橋村には、東照宮別当であった寺領二〇〇石を有する寿量院という寺院も存在していた。ここでは、寿量院の概要について確認しておきたい。

当初、秋田藩は佐竹家の菩提寺である曹洞宗大徳寺⁽¹⁹⁾に將軍家の位牌を安置していた。しかし、宝永七年(一七一〇)四月、天台宗寺院でなければ將軍家御靈屋としてふさわしくないとの寛永寺側

の理由から、一旦は近郊の天台宗婦命寺に安置することに決定した。それを機に婦命寺は東叡山の直末となった。

ところが、享保二〇年（一七三五）閏三月、「此度権現様御宮守と致候事如何可有之哉之段申談候処ニ諸大名より不残被書出⁽²⁰⁾」れなければならぬ状況が発生した。これは幕府が諸国における東照宮の所在調査に乗り出したことを意味する。先述したように、秋田藩ではすでに婦命寺という天台宗の寺院が將軍家の位牌を安置していた。しかしながら、寺の規模が小さかったためか、秋田藩内には「御家ニ無之とハ相成間敷⁽²¹⁾」という認識、すなわち、秋田藩には東照宮が存在しないと幕府に見なされてはならないという認識が生まれ、その認識に基づいて、新しい東照宮別当の造営を決定したのである。

こうして、寺院の一部が寛延三年（一七五〇）七月に完成、そして明和二年（一七六五）四月に、東照宮の遷宮式が営まれたことにより、八橋村に東照宮別当である寿量院が成立した。中野光浩氏は、福岡や仙台が家光政権期に積極的に東照宮勧請を進め、とりわけ仙台藩が東照宮祭礼を惣町の祭礼として成立させていたことなどと比較して、秋田藩は勧請の発端が吉宗政権期であり、成立はさらに下った明和期と遅いことから、東照宮勧請に対する秋田藩の消

極性を指摘する⁽²³⁾が、本稿では時期的な問題よりもむしろ、秋田藩における東照宮勧請の事実を積極的にとらえておきたい。

この点は先にもふれたが、幕府に東照宮の存在の有無を問われることを恐れて寿量院の造営を決めた秋田藩の認識とも関わるものである。すなわち、外様である秋田藩において目に見える形で東照大権現のイデオロギーが領内にもたらされたという点で重要な意味をもつ出来事であったといえよう。

以上のような経緯により成立した寿量院には、もう一つ指摘しておくべき特徴があった。それは、寿量院の立地が山王八幡社に隣接していたということである。山王八幡社を八橋村に遷座させてから約一五〇年後に、その隣地に東照宮別当を設けた秋田藩の意図はここでは明らかにできない。しかしながら、明和二年四月以降、町の総鎮守社と東照宮別当が隣り合って存在するという状況が、明治維新で寿量院が廃寺になるまで続いた事實は、近世中期以降の久保田の人々の社会通念を考えるうえでも注目すべき点であると考えられる。

以上のように本節では、城下町久保田近郊の八橋村に成立した町人の総鎮守社である山王八幡社と運営の担い手で

ある神官仲間、および東照宮別当である寿量院について概観してきた。本節をふまえて次節では、久保田大火をめぐる神官仲間の動向について検討していきたい。

二 大火による寺社の焼失と再興

1 明和七年の久保田大火における被害

明和七年（一七七〇）四月二十九日夜、外町を火元とする大火が発生した。ここで、その被害の範囲について、次の史料で確認していく。⁽²⁴⁾

今日五ツ過五丁目本町より出火^二而、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、茶町、扇町、梅町、戸嶋町、田中町、八日町、柳町、鉄砲町、五丁目横町、十式人衆

表 4 大火における被害軒数

種類	内訳	軒数
屋敷持		702
	潰家	22
	痛家	7
	半焼	1
長屋借屋		555
	潰家	15
その他		25
合計		1282

〔出典〕『国典類抄』後編雑部三十三

町、四拾間堀丁、五丁目川端より普伝寺、中応寺、西法寺、願行寺、西勝寺、長松寺、敬相寺、東正院妙覚寺、閑居浄弘寺、真敬寺、専念寺、本誓寺、喜藏院法正寺、正覚寺、善長寺、禅光明寺、地藏堂、歓喜寺、妙覚寺、大悲寺、行福寺、誓願寺、唯常院普門寺迄焼失致候、応供寺は残り候

この記述から、大火による被害は、外町全域はもちろん、寺町の大半を焼き尽くすまでに及んでいたことがうかがえる。また、【表 4】は外町における被害軒数を示しており、ここからも大火の被害の甚大さがうかがえよう。

この大火の被害は、外町、寺町だけにとどまらず、半里離れた八橋村にも拡大した。次に掲げる史料は、明和八年一〇月五日付「御善請料として沖出米五百石無役^二而差出様被仰付度願書」と題される、神官仲間が藩に対して書いた願書である。ここでは、この願書の中で神官仲間によって指摘されている神社の被害について確認していく。⁽²⁵⁾

^(明和七年)去寅四月廿九日御町出火有之候処、折節烈風^二而及大變、山王八幡宮拝殿方宮殿迄不殘類焼仕、并山王方神輿一社其外神具不少焼失仕候（中略）然る所去寅中不慮之類焼^二被為及候儀は誠^二前代未聞之事^二御座候^而、神主始氏子共如何斗歎敷次第^二奉存候

ここから、久保田で発生した大火が折からの烈風によって、八橋村に鎮座する山王八幡社にまで被害を及ぼしたことがわかる。具体的には、拝殿から宮殿が残りず類焼し、加えて神具なども焼失し、神官仲間にとって前代未聞の出来事であった、とある。

一方、寿量院については、秋田藩の家老が「谷橋寿量院御宮・本堂無残塔中迄矢大臣門斗り残、念仏堂・普門寺迄山王本社類焼、折節東風烈敷大火ニ及候、寿量院江罷越候所最早無残燃立⁽²⁶⁾」と記述していることから、御宮・本堂・塔中まで全て焼失したことがわかる。

このように、明和七年四月の大火は、火勢が外町全域のみならず八橋村にまで及び、山王八幡社ならびに寿量院も甚大な被害を受けたのである。

2 寺社の再興をめぐる動向

(1) 山王八幡社再興までの過程

前節で確認した通り、明和七年に発生した大火によって、山王八幡社の社殿のほとんどが焼失した。社殿は、視覚を通して聖なる意味を伝え、人々の心を捉えるものとして存在すべきものであり、いわば信仰の対象の存在を象徴するものであったといえる。先掲の神官仲間の史料中、

「神主始氏子共如何斗歎敷次第ニ奉存候」とあるように、この大火は外町の人々にとって、象徴的な存在である社殿が消滅したという点で大きな事件であり、彼らの精神的な動揺を払拭するためにも、神社の再興が急務となった。そこで、焼失した神社を再興させていく過程について、神官仲間と藩とのやりとりを通してみていくことにする。なお、事実を整理して述べるため、再興過程を時系列に四段階に分けて述べていく。

第一段階として、神官仲間は藩に対して神社再興にかかる経費の援助を願い出た。その詳細について、先の「御普請料として沖出米五百石無役⁽²⁸⁾ニ差出様被仰付度願書」の続きから確認していきたい。

右ニ段々申上候通ニ御座候而、類焼後最早ニヶ年ニ相及候得共本堂普請等相企可申様無之御時節柄ニ御座候得ハ、氏子共自力ニ茂相及不申候ニ付、依之奉願上候右本堂御修造料と被成下、来ル辰年^(安永元年)方甲午迄^(マゴ)五ヶ年之間統人共沖出米五百石之外ニ千石宛沖口無役⁽²⁸⁾ニ差出シ申様ニ被仰付被置度奉存候、尤其御本社御普請の基本と仕相企申度奉存候、乍恐右申上候通、古来慶長九年御修造被成下候以後追年従、御上様是迄御寄附等被成下候御義具別紙以書載ヲ奉申上候通ニ御座候、永々等

閑ニ致罷在申儀何共神慮之程恐多奉存候ニ付如此奉願
上候

これは、明和八年一〇月に書かれたものであることはすでに述べた。このときすでに前年四月の神社の類焼から二年目をむかえているにもかかわらず、未だに本堂の普請もままならない状況であった。その理由は、氏子たちの「自力」では及ばないため、すなわち、普請にかかる経費が氏子たちのみで賄える額を超過するため、普請に着手できないというのである。そこで神官仲間は、来たる辰年（安永元年（一七七二））～申年（同五年）までの五年間、統人に付与される「沖出米五百石」のほかに一〇〇〇石ずつの「沖口無役」を要求する手段に出たのである。

この「沖口無役」については、次のような背景があった。すなわち、「御統相勤候者江古来方壹ヶ年ニ米五百石無役ニ而沖出御免許被仰付⁽²⁹⁾」との記述からも明らかのように、統人を勤める者には古来より、一年に米五〇〇石を無役で沖出できるという特権が藩から認められていたのである。⁽³⁰⁾ 統人はここから得られる利潤を、神社における神事その他の運営費に充てていたと考えられる。⁽³¹⁾

神官仲間は神社再興に向けた経費の援助を、この「米五〇〇石の沖出無役」の特権を拡大した形で要求した。なお

かつ、それは慶長九年の「御修造」以来、「御上様」から「御寄附」がなされてきたという先例に依拠するものであるとした。神官仲間は、これ以上神社の再興を等閑にするのは恐れ多いことであるとして、藩からの寄附を要求したのである。

以上のような方法で神官仲間から出された要求に対する藩の動向が第二段階である。安永九年六月、神官仲間は藩の対応について「明和八年卯十月中奉願上候所、^(安永二年)巳年^(同六年)方酉年迄壹ヶ年六百石宛都合三千石無役沖出御免被仰付⁽³²⁾」たと述べている。すなわち、神官仲間が明和八年一〇月に出した願い——一年につき一〇〇〇石の沖出無役を五年間計五〇〇〇石認めること——に対し、藩は、巳年（安永二年）～酉年（同六年）までの五年間、六〇〇石を無役として計三〇〇〇石の沖出無役を許可したことになる。「奉納物人名簿⁽³³⁾」という史料によれば、明和九年（安永元年）八月五日に「米三千石沖出役御免御禮渡、從御上様」「石は御宮拝殿建立仲間金依被下置候、但當辰年方壹ヶ年ニ六百石宛五ヶ年沖出御免被仰付候」とある。この記述からも、藩から一ヶ年につき六〇〇石ずつの沖出無役が認められていたことが裏付けられる。したがって、神官仲間が願い出した計五〇〇〇石の沖出無役のうち、藩はその一部であ

表 5 再興にかかる経費の内訳

経費の内訳		額
拝殿のみ		80貫目
(内訳)	藩	20貫190目
	氏子	約60貫目
その他=不足分		70貫目
必要経費の総額		150貫目

本社再興に付再度願書」という史料によって詳しく見ていくことにする。³⁴⁾

然は御本社、拝殿共ニ御双方一時ニ御普請仕候時は既ニ百五拾貫目餘之仕揚リニ相成候故、中々以當時之神官御町方杯之自力ニ及可申様無之ニ附拝殿斗り一ト先御普請ニ取掛り出来仕候処惣仕揚り八拾貫目餘ニ相成、内式拾貫百九拾目、前文之通御寄附被成下候三千石無役冲出御證拠五ヶ年中払高ニ御座候同六拾貫目餘は統人并惣氏子より奉納之分ニ御座候、右之外神輿を始、神具等段々相調候入用乍恐莫大之事ニ御座候

この中で神官仲間は、普請にかかる費用の内訳（表5）について詳しく述べている。「御本社・拝殿」を一度に普請する場合、費用は一五〇貫目余を必要とした。ところがそれは、「神官御町方杯之自力ニ及可申様無之」、すな

る計三〇〇〇石のみを認め
たにすぎなかったのではあ
る。

こうした藩の対応に納得
しない神官仲間のさらなる
動向が第三段階である。安
永九年六月に書かれた「御

わち、神官仲間および町方の財力だけでは追いつけない額であった。そこで、先に拝殿のみの普請を行ったところ、八〇貫目余を費やしたという。そのうち藩から認められた三〇〇〇石の冲出無役で賄うことができたのは、二〇貫目一九〇目であり、残りの約六〇貫目は、統人ならびに惣氏子からの「奉納」で補ったとしている。しかしながら、神輿や神具など全てをそろえるには、さらなる経費が必要であるとの主張も付け加えている。そこで、再度の費用援助を求めた神官仲間の動向について、先掲の史料の続きによって確認していく。³⁵⁾

明和八卯年中、五千石無役冲出奉願上候節、尤三千石御免被仰付難有仕合奉存候、残ル貳千石之分御時節柄重畳恐入奉存候得共當時御町一統衰微仕候儀は乍恐御見聞被成下候通ニ御座候故御憐愍を以、来丑年より^{（同四年）}辰之年迄壹ヶ年五百石宛四ヶ年中無役冲出御免被仰付被下置度奉願上候

ここで、神官仲間は、明和八年に願い出た五〇〇〇石の冲出無役と、実際にその後藩から許可された三〇〇〇石の差額二〇〇〇石分の冲出無役を再度要求するという手段に出たのである。必要経費にあと七〇貫目不足しているため、それを何とか工面しなければならぬが、「御町一統

衰微仕候」、すなわち、大火の痛手によって町方は衰微していた。したがって、これ以上の捻出は困難であることを理由にしたうえで、丑年（天明元年（二七八一））～辰年（同四年）の四年間、五〇〇石増での寄附を藩に再度歎願したのであった。

では最後の第四段階で、一連の嘆願に対する最終的な藩の対応を見ていくことにする。次に掲げる史料は、天保期に書かれた神官仲間の回顧録からの引用である。⁽³⁶⁾

寛政四年兼而山王御本社建立ニ付沖出御免穀願差出置候処左ニ被仰渡候

神官中江

山王御本社建立仕度ニ付沖出願申上候得共、御障有之御免難被成置候、併格別之願筋故、来丑年方巳年迄五ヶ年中、壹ヶ年銀壹貫目宛御奉納可被成置候間、此旨可被相心得候、已上

十二月

右は大山長右衛門様・山口政右衛門様方被仰渡候

寛政四年（一七九二）十二月、藩は御本社建立のために沖出無役を認めるには支障があるとしながらも、神社再興という格別の願いであることを考慮し、代替案として、来たる丑年（寛政五年）～巳年（同九年）までの五年間に年

城下町総鎮守社の再建と神官仲間（塩屋）

間銀一貫目ずつの寄附を許可したのである。すなわち、藩は、安永九年における神官仲間の再度の要求を許可しなかったわけではなく、沖出無役とは別の方法を提案し、資金援助を施したのであった。

ここまで、大火によって類焼した山王八幡社の再興に向かう過程について、神官仲間の動向に沿って四つの段階に分けて詳述した。ここで事実を整理しながら改めて一連の流れを振り返っておく。

明和七年四月の久保田大火によって、八橋村の山王八幡社も類焼し、拝殿等多くが焼失した。神官仲間は、社殿の普請にかかる経費の援助を藩に願い出る。その方法は、統人に付与されていた米五〇〇石の沖出無役という特権を拡大した形をとった。

具体的な過程は、①明和八年一〇月、神官仲間は五年間で計五〇〇石の沖出無役を要求したが、②翌同九年八月、藩は五年間で計三〇〇〇石の許可にとどまった。それは拝殿の普請料（八〇貫目）の約二五％（二〇貫一九〇目）を占めたが、不足分の約六〇貫目は氏子が捻出したうえ、神社再興にかかる総額一五〇貫目に足る額でもなかった。そこで、③安永九年六月、神官仲間は当初要求した五〇〇〇石と実際に藩から付与された三〇〇〇石の差額二〇

○石分の冲出無役を再度要求するも、藩には許可されなかった。しかしながら、時代はやや下って、④寛政四年十二月、藩は冲出無役の代わりに、年間銀一貫目ずつの付与を約束したのであった。

では、以上のように神官仲間が神社を再興するために奔走した理由は何だったのか。その点について、再び神官仲間の記述を確認する⁽³⁷⁾。

何卒御威光を以御本社再興ニ相至候て、町家一統繁榮之基ニ可有御座、惣氏子共誠ニ以心願ニ奉存候

ここで神官仲間は、山王八幡社の再興が、外町に住む町人（氏子）の「繁榮之基」であり、「御本社再興」は氏子全員の共有の「心願」であると言っている。神社再興のための修復経費の調達など、神官仲間が奔走した背景には、この「心願」があったといえよう。すなわち、大火で失われた神社の再興という「心願」によって、神官仲間は結びつきをより強くし、「心願」の実現―山王八幡社の再興―を主導したのである。

また、神官仲間に対し、藩が資金面において少なからず協力していた点も見逃してはなるまい。それは、神官仲間が主張する山王八幡社の再興という「心願」の実現に、藩が同調したものと考えられるのと同時に、神官仲間の働き

かけによって藩が動いたとも考えられる。町方において、その経済力および宗教的權威によって特権を有すると認識されていた神官仲間は、藩からも町方同様、特権的な存在として認識されていたのである。

(2) 大火以後の寿量院

ここでは、先にみた山王八幡社同様、大火で被害を受けた寿量院についての動向を確認していく。前節でもふれたように、寿量院は明和七年四月の大火で御宮、本堂、塔中などが焼失するという甚大な被害を受けた。しかしながら、とりわけ寿量院に関しては、明和七年の大火以降にも度々火災に見舞われていたのである。管見の限り、安永四年（一七七五）二月二五日、同年一二月二五日に寿量院が火元となる火災によって諸道具類が焼失したほか、安永七年閏七月には久保田城が焼失、天明三年（一七八三）三月朔日には再び外町で大火が発生するなど、寿量院が直接的にも間接的にも被害を受ける火災が相次いでいた⁽³⁸⁾。次に掲げる史料は、死亡した寿量院の住職の後任選定が、火災による影響により延引を余儀なくされている理由について述べた天明三年五月二九日の記述⁽³⁹⁾である。

（安永七年）
去ル戊年中秋田本城焼失致候得共、是以于今建揃不

申、其上御聞及之通近年城下度々之火災、且今年三月朔日城下用達共始惣して家数貳千軒余、寺院四拾軒余致焼失候、右之次第故寿量院寺坊再建ニは難相及次第三相成候、依之当住今暫之内此表ニ滞留入院被致延引候様ニ仕度候、尤御宮御祭礼并平日勤行等之儀は寺中共相勤罷在、猶担ひ方役人共も附置候間指支之儀無御座候

ここから、明和七年の大火から一三年経過した天明三年五月においてもなお、寺院の再建が困難をきわめている様子が見えてくる。ただし、ここで祭礼や日々の勤行についての差し支えはないという旨が付け加えられていることにも注目しておきたい。では、度重なる火災に見舞われ、寺院の再建が難航しているにもかかわらず、祭礼や平素の勤行には差し支えないとするのは、いかなる理由によるものなのか、次に検討していきたい。

大火のあった明和七年四月二十九日の直後である同年五月朔日の記述を見ると、「小瀬縫殿助被参候（寺社奉行）而寿量院仮住所之事被申聞吉川惣右衛門下屋敷申渡候（4）」とあるほか、同じく外町での大火があった天明三年三月朔日の直後の同年三月一五日にも「寿量院罷下候儀ニ相極候ハ、先ッ吉川惣右衛門下屋敷江被措置可申候（4）」とほぼ同様の記述が見られ

る。両日の記述に登場する「吉川惣右衛門」なる人物とは、先掲の【表3】から、寛政七年（一七九五）段階において、神官仲間として名を連ねている人物である。すなわち、寺社奉行である小瀬縫殿助は、大火によつて焼失した寿量院の仮住所を神官仲間の屋敷に設置することを提案していたのである。さらに、明和期、天明期と、外町での大火があるたびにこのような措置がとられているということは、寿量院の仮住所を神官仲間の屋敷に設けることが慣例化していたとも考えられる。

このように、藩は明和七年の大火の直後から寿量院の仮住所を神官仲間の屋敷に設置することで、仮設であっても東照宮としての機能は維持していることを強調したのである。実際に神官仲間がどの程度まで関わっていたかという詳細を明らかにすることはできないが、少なくとも藩が寿量院の再興に神官仲間が関わることを奨励していたということは指摘できよう。したがって藩は、山王八幡社のみならず、寿量院の再興事業の一端を神官仲間に担わせていたといえるのである。

おわりに

本稿は、久保田町人の社会的結合の一端を明らかにし、

明和七年四月の城下町久保田の大火をめぐる人々の動向を通して秋田藩の社会構造における彼らの位置づけについての考察を試みた。

神官仲間は久保田の町人町である外町において、総鎮守社の祭礼を契機に自生的に形成され、外町の中の「富有のもの」から「神慮」によって選ばれという一種のステータスを有した共同体であった。本稿で確認したとおり、神官仲間は、神事祭礼のみならず、大火で焼失した神社の再興を主導し、さらに秋田藩が造営を決めた東照宮別当の再興にも関与していた。このような神官仲間の行為は、彼らの多方面にわたる影響力の大きさを示唆させるものであった。言い換えれば、神官仲間が自らの有するステータスを、秋田藩主をはじめとした久保田の全ての人々に再認識させるものであったといえるのであり、それらは本稿の大火からの神社再興という事例によって明らかとなったといえよう。

外町は、一万人を超える人口と、一八〇〇軒近くの家数を有していた。その内部には、個別町をはじめ、扱や家督町といった地縁的、政治的、経済的など様々な結びつきによる結合体が数多く存在し、それらは互いに重層的あるいは複合的に関わり合っており存在していたと考えられる。本稿

でとり上げた神官仲間は、このような数多くの結合体の中の一つにすぎない。久保田の中に存在する他の共同体、また、それらと神官仲間との関係など、秋田藩の社会構造の全容を示すために残された課題は多く、それらの説明は今後取り組んでいきたいと考える。

註

- (1) 澤登寛聡「『二揆』集団の秩序と民衆的正当性観念 安永七年五月、都市日光の惣町『二揆』を中心として」『歴史学研究』五四七号 一九八五年
- (2) 渡辺浩一著『近世日本の都市と民衆』（吉川弘文館 一九九九年）
- (3) 木村涼「歌舞伎・文人と江戸社会―七代目市川團十郎を中心として―」（『関東近世史研究』第六〇号 二〇〇六年）。氏はここで、近世後期の江戸歌舞伎界において、七代目市川團十郎を媒介とした人々の多様な結びつきを明示したうえで、江戸の社会が「歌舞伎を享受する観客」・「観客・蟲眞の支持があつて成り立つ歌舞伎」・「歌舞伎と社会との媒介的存在である文人」という三者の社会的・水平的結合によって成り立っていたことを論証している。
- (4) 『秋田県史』第三巻 近世編下（秋田県 一九六五年） 二二三頁
- (5) 「外町屋敷間数絵図」（秋田県立図書館所蔵）

- (6) 金森正也著『近世秋田の町人社会』（無明舎出版 一九七七年）
- (7) 『六郡郡邑記』（『新秋田叢書』第四巻 歴史図書社 一九七二年）、『秋田風土記』（『新秋田叢書』第一五巻 歴史図書社 一九七二年）
- (8) 『奥のしをり』（アチックミュージアム 一九三八年）
- (9) 『羽陰温故誌』（『第三期新秋田叢書』第三巻 歴史図書社 一九七七年）
- (10) 『秋田市史』第二巻 中世通史編（秋田市 一九九九年） 一九三頁
- (11) 加藤民夫「神仏受容の地方的展開（二）——北奥羽を中心に——」（『秋大史学』第四一号 一九九五年）
- (12) 「山王八幡御祭礼帳 御統人控」（八橋日吉八幡神社所蔵）
- (13) 「谷橋山王八幡神社両社書（宝永七年）」（秋田県公文書館所蔵）
- (14) 「六郡祭事記」（『日本庶民生活史料集成』第九巻 三書房 一九六九年）
- (15) 統人選出についての詳細は、高牧實「祭礼にみる城下町久保田」（比較都市研究会編『都市と共同体』（名著出版 一九九一年）のち、同著『近世の都市と祭礼』（吉川弘文館 二〇〇〇年）に収録）参照。
- (16) 前掲註15同論文
- (17) 前掲註14同史料
- (18) 「奉納物人名簿」（八橋日吉八幡神社所蔵）。万治二年（二六五九）→文政五年（二八二二）に山王八幡社に奉納された金品を奉納者とともに時系列に列挙したもの。
- (19) 天徳寺は、佐竹家にとつては常陸時代以来の菩提寺で、転封と同時に秋田に遷つてきた寺院である。
- (20) 「御政務処御書物今宮大学義透御家老勤中日記」（『国典類抄』前編吉部四十三所収）（『国典類抄』第二巻 吉部二秋田県教育委員会 一九八二年）七三〇頁
- (21) 前掲註20同史料
- (22) 当該期、秋田藩の東照宮勧請については、中野光浩著『諸国東照宮の史的研究』（名著刊行会 二〇〇八年）に詳しい。
- (23) 中野光浩「諸国東照宮の勧請と造営の政治史——長州藩と秋田藩の事例を中心に——」、同「諸人名による東照宮勧請の歴史的考察」（いずれも前掲註22同著書に収録）
- (24) 「梅津内蔵允忠綱大御番頭寺社奉行兼帶勤中日記」（『国典類抄』後編雑部二十二所収）（『国典類抄』第一九巻 秋田県教育委員会 一九八四年）六二二頁
- (25) 明和八年一〇月五日付「御普請料として沖出米五百石無役二而差出様被仰付度願書」（八橋日吉八幡神社所蔵文書）
- (26) 「土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記」（『国典類抄』後編雑部十五所収）（『国典類抄』第一九巻 秋田県教育委員会 一九八四年）二九〇頁
- (27) 宮家準著『宗教民俗学』（東京大学出版会 一九八九年）

(28) 註25前掲同史料

(29) 註25前掲同史料

(30) 嘉永期の値ではあるが、米五〇〇石の役銀は約八貫に相当する。〔秋田市史〕第三巻近世通史編 秋田市 二〇〇三年 二六四～二六五頁

(31) この点に関しては、八橋日吉八幡神社の現在の責任役員である中谷久之助氏のご教示を賜った。

(32) 安永九年六月付「御本社再興に付再度願書」(八橋日吉八幡神社所蔵)

(33) 註18前掲同史料

(34) 註32前掲同史料

(35) 註32前掲同史料

(36) 「記録写」(八橋日吉八幡神社所蔵)

(37) 註32前掲同史料

(38) 「国典類抄」後編雑部十五参照

(39) 「御右筆処御書物江戸御日記」〔国典類抄〕後編雑部十五所収〔国典類抄〕第一九巻 秋田県教育委員会 一九八四年〕三〇四～三〇五頁

(40) 「土屋弥五左衛門知虎御家老勤中日記」〔国典類抄〕後編雑部十五所収〔国典類抄〕第一九巻 秋田県教育委員会 一九八四年〕二九〇頁

(41) 「岡本又太郎元貴御家老勤中日記」〔国典類抄〕後編雑部十五所収〔国典類抄〕第一九巻 秋田県教育委員会 一九八四年〕三〇二頁

〔付記〕 本稿で使用了た史料の閲覧にあたっては、秋田市役所の菅原忠氏、八橋日吉八幡神社の責任役員である中谷久之助氏に大変お世話になりました。また、本稿は二〇〇八年一月に法政大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものです。成稿にあたって、澤登寛聡先生からご指導をいただきました。末筆ながら、重ねて厚く御礼申し上げます。